

自動車騒音測定評価業務

委託仕様書

鹿児島市 環境局 環境部 環境保全課

自動車騒音測定評価業務 委託仕様書

I 総則

1 目的

鹿児島市内における自動車騒音の状況を、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき常時監視する。環境省水・大気環境局自動車環境対策課が配布する面的評価支援システムを使用し、「自動車騒音常時監視マニュアル」（平成 27 年 10 月 30 日付け環水大自発 1510303 号環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知 以下、「マニュアル」という。）及び「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日付け環水大自発 110914001 号環境省水・大気環境局長通知）に沿った評価対象路線の環境基準達成状況の把握及び面的評価を行い、本市における自動車騒音状況の把握と、環境省への報告を行うものである。

2 委託期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 18 日（金）まで

3 準拠する法令等

本業務は、本発注仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）
- (3) 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）
- (4) 「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日付環水大自発 110914001 号 環境省水・大気環境局長通知）
- (5) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成 27 年 10 月 30 日付環水大自発 1510303 号 環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知）
- (6) その他関係法令等

4 再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部又は一部を他に委託してはならない。ただし、やむを得ない事情が生じたときは、書面による承諾を得るものとする。

5 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、発注者に帰属するものとし、発注者の許可なく第三者に譲渡、貸与及び公表してはならない。

6 主任技術者

受注者は、本委託業務における主任技術者を定め、発注者へ届け出るものとする。

主任技術者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

主任技術者として業務に従事させる者は、以下の資格を一以上満たす者とする。

- ①環境計量士（騒音・振動関係）
- ②情報処理技術者
- ③技術士（環境、衛生工学、応用物理、情報工学のうち一以上）
- ④その他前各号と同等と認められる者

7 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者に次の書類を提出すること。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者届、業務従事者届
- (3) 工程表
- (4) 業務完了届
- (5) その他発注者が必要とする書類

8 打ち合わせ等

- (1) 業務を適性かつ円滑に実施するため、受注者は発注者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義をただすものとし、その内容についてはその都度受注者が全て議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 仕様書について疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとし、受注者の一方的な解釈は行わないものとする。

9 関係官庁への手続き等

- (1) 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。
- (2) 受注者は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく発注者に届け出なければならない。

10 土地への立ち入り

- (1) 受注者は、業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、発注者と十分な協議を行い業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 受注者は、業務実施のため、植物伐採、垣、柵等の除去をするときや土地・工作物を一時使用するときは、あらかじめ発注者に報告するものとし、発注者の指示を待って所有者の承諾を得るものとする。

11 成果品の提出

- (1) 受注者は、業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を速やかに提出し発注者の検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、仕様書に定めのある場合又は発注者が指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

12 検査

- (1) 受注者は、業務完了届を提出する際には、契約図書に義務づけられた資料の整備が全て完了した後に発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、発注者の立ち会いのもとに、以下の検査を受けるものとする。
 - ① 成果品の検査
 - ② 業務等管理状況の検査
- (3) 検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受注者は速やかに修補を行わなければならない。

13 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 契約額に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 発注者と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

14 その他

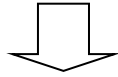
受注者は、マニュアル及び自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局自動車環境対策課）の改訂があった場合には、改訂後のマニュアル及び同要領に基づいて報告するものとする。

また、面的評価支援システムがバージョンアップされた場合には、最新版を使用して本業務を実施するものとする。

II 業務内容

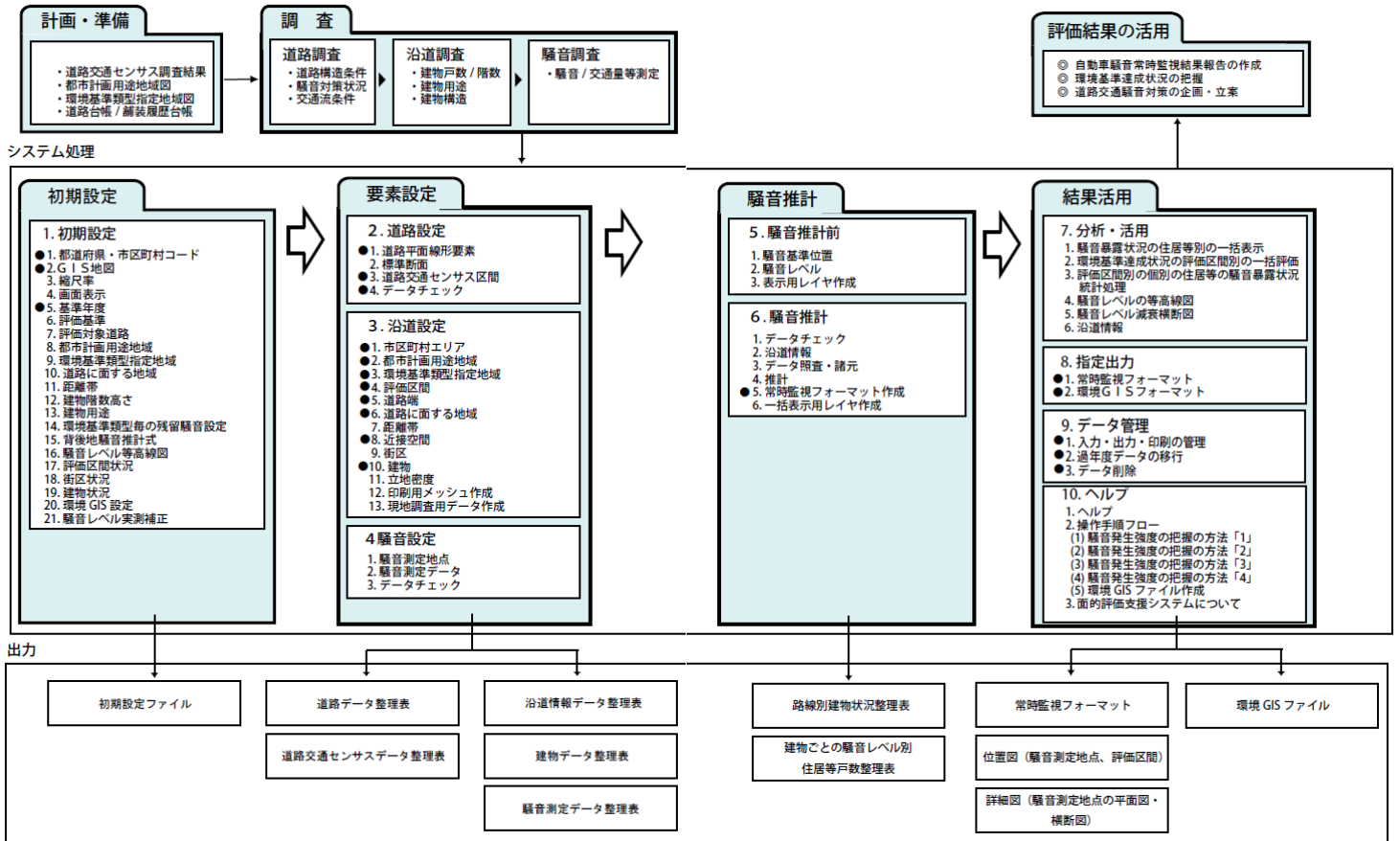
本業務における作業内容は以下のとおりである。

過年度データの活用



過年度データの活用

センサス情報の更新 (交通センサス最新版)



1 初期設定

面的評価支援システムを使用する為の初期設定をする。

初期設定項目を以下に示す。

- ①都道府県・市区町村コード
- ②GIS 地図
 - ・接続先設定
 - ・地図設定
- ③縮尺率
- ④画面表示
- ⑤基準年度
- ⑥評価基準
- ⑦評価対象道路
- ⑧都市計画用途地域
- ⑨環境基準類型指定地域
- ⑩道路に面する地域
- ⑪距離帯
- ⑫建物階数高さ
- ⑬建物用途
- ⑭環境基準類型指定地域の残留騒音設定
- ⑮背後地騒音推計式
- ⑯騒音レベル等高線図
- ⑰評価区間状況
- ⑱街区状況
- ⑲建物状況
- ⑳環境 GIS 設定

2 調査

(1) 面的評価計画

鹿児島市内の自動車騒音の監視地域である幹線交通を担う道路に面する地域のうち、住居等が存在する地域について、令和2年度に作成した面的評価計画の見直しを行う。見直しの期間は、令和3年度より5ヵ年計画とする。

本年度の鹿児島市の対象区間を次表に示す。調査対象道路30区間は発注者と協議のうえ決定する。

また、「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成23年9月14日付け環水大自発110914001号環境省水・大気環境局長通知）で示されているように、過年度に評価を実施した評価区間において、当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当と認められた区間については併せて報告する。なお、当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当と認められなかった区間については、評価区間の「評価の実施年度」を当該年度に変更して併せて報告する。

鹿児島市の評価対象区間

区分	評価対象区間数
国土開発幹線自動車道等	4
一般国道	37
主要地方道	54
県道	34
市道	14
全体	143 (約 440 k m)

本年度の評価を行う区間(路線延長:約61km)

騒音発生強度の把握手法	区間数
1. 沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う区間	10区間
2. 他の評価区間における沿道騒音レベルを準用可能な区間又は過去の実測値を用いて評価を行う区間	19区間
3. 自動車の交通量および速度の実測結果により推計可能な区間	
4. 自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな区間	

(2) 道路調査

面的評価計画に基づき、沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う10区間、他の評価区間における沿道騒音レベルを準用可能な区間又は過去の実測値を用いて評価を行う19区間の道路について、評価区間を設定するために道路調査を行い道路構造条件・騒音対策状況・交通流条件等を整理する。

調査に当たっては、確認のためビデオ撮影を行いながら、評価対象道路を踏査し、住宅地図等に車線数、規制速度、対策状況、舗装面、歩道等の幅員の変動等を記載して、状況が変更する度に道路横断面を記載する。

(3) 沿道調査

本年度の評価対象29区間の建物情報について住宅地図より取得するが、不足情報は現地にて補足調査を行う。また街区ごとの地表面種類を調査する。

(4) 騒音調査

面的評価計画で設定した、沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う10区間について、騒音・交通量等を測定する。測定地点の選定については、発注者と協議を行い実施するものとする。

①騒音測定

・道路近傍騒音レベル (10 地点)

当該道路の近傍に騒音計を設置して24観測時間 ($L_{Aeq, 10min}$) について測定する。測定する項目は以下のとおり。

- * 昼間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 16h}$)
- * 夜間等価騒音レベル ($L_{Aeq, 8h}$)
- * 時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- * 最大値 (L_{Amax})

・背後地騒音レベル (10 地点)

評価区間の当該道路の背後地 (30m~50m 地点) に騒音計を設置して、昼間・夜間の観測時間帯のうち各2回 (実測時間 10 分以上 ($L_{Aeq, 10min}$)) について測定する。測定する項目は以下のとおりとする。

- * 昼間等価騒音レベル (L_{Aeq})
- * 夜間等価騒音レベル (L_{Aeq})
- * 時間率騒音レベル ($L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$)
- * 最大値 (L_{Amax})

・一般環境騒音レベル (10 地点)

当該地域を代表すると思われる10地点で測定する。測定項目、測定時間は道路近傍と同等とする。

②交通量・平均走行速度測定

・交通量測定 (10 地点)

騒音測定と同一地点 (道路近傍) において、騒音調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各2回 (実測時間 10 分以上) 測定する。測定する項目は以下のとおりとする。

- * 昼間交通量 (上下別・車種別 (大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車))
- * 夜間交通量 (上下別・車種別 (大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車))

・平均走行速度測定 (10 地点)

騒音測定と同一地点 (道路近傍) において、騒音調査と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各2回について上下別に10台程度の通過時間を計測する。

- * 昼間平均走行速度 (上下別・車種別 (大型車、小型車))
- * 夜間平均走行速度 (上下別・車種別 (大型車、小型車))

3 要素設定

(1) 過年度データの活用

「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日付け環水大自発 110914001 号環境省水・大気環境局長通知）および令和元年度自動車騒音常時監視結果報告要領で示されているように、過年度に評価を実施した評価区間において、当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当と認められた区間については併せて報告する。また、妥当と認められなかった区間については、評価区間の「評価の実施年度」を当該年度に変更して併せて報告するために、過年度に報告した区間のデータを年次移行して活用する。

当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当か否かについては発注者と協議のうえ決定する。過年度データを活用する手順は「面的評価支援システム操作マニュアル（別冊）過年度データの活用方法編」を参照すること。なお、過年度に評価した区間と当該年度の区間が交差する場合には、過年度に評価した区間の交差する街区についても合成処理を行う必要があり、評価結果が異なるため、「評価の実施年度」を変更し該当年度として報告する。

(2) 道路設定

①道路平面線形要素の設定

評価対象となる道路平面線形オブジェクトを作成する。

オブジェクトに対し 8 種類までの道路の属性情報（道路種別、道路名称（路線名）、変更履歴等）を入力する。

②標準断面の設定

道路横断面を作成し、情報を入力する。

作成した横断面に道路種別・道路種級・道路構造等の道路情報を入力する。

③道路交通センサス区間の設定

道路平面線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、道路交通センサス線形オブジェクトを作成し、道路交通センサス情報を入力する。

(3) 沿道設定

①市区町村エリアの設定

市区町村エリアオブジェクトを作成し、市区町村エリア情報を入力する。

②都市計画用途地域の設定

都市計画用途地域オブジェクトを作成する。

③環境基準類型指定地域の設定

都市計画用途のオブジェクトから環境基準類型指定オブジェクトを作成する。

④評価区間の設定

道路調査で記載した道路横断面より、監視の対象となる道路について、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定と見なせる区間に分割して評価区間を設定する。

道路交通センサス線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、評価区間線形オブジェクトを作成し、評価区間情報（評価区間番号・道路種別・道路名称（路線名）・センサス番号・上下コード（上り・下り・その他））を入力する。

道路横断面を作成し、情報を入力する。

⑤道路端の設定

道路端のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑥道路に面する地域の設定

評価区間区切りを基に道路に面する地域オブジェクト（評価用・表示用）を作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑦距離帯の設定

距離帯オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑧近接空間の設定

近接空間オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

⑨街区の設定

街区密度を確認しながら街区のオブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

道路横断面を作成し、情報を入力する。

過年度に評価した区間と当該年度の区間が交差する場合には、過年度に評価した区間の交差する街区についても合成処理を行う必要があるため交差点街区を再作成する。

⑩建物の設定

建物オブジェクトを作成し、建物情報（番号・建物用途・構造）を入力する。

建物属性（建物面積・戸数・階数・建物位置での距離帯・環境基準類型指定地域等）を把握し、建物群減衰量補正（見通し角）を計算、窓面位置の設定をする。

⑪立地密度

評価区間・街区の立地密度を計算する。

⑫印刷用メッシュ作成

地図印刷用のメッシュ（スケール 1/1500, 5000, 12500, 25000, 50000, 500000）を作成する。

⑬現地調査用データ作成

現地調査用の沿道条件の把握チェックシート・建物図を印刷する。

（４）騒音設定

沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う 10 区間および過年度に評価実施した評価区間の騒音測定地点・データを設定する。

①騒音測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報（年度・騒音測定箇所番号・定点／準定点／例外的実測）を入力する。

道路横断面を作成し、情報を入力する。

②騒音測定データの設定

騒音測定地点の測定データを入力する。

4 騒音推計

（１）騒音推計前

①騒音基準位置の設定

評価区間毎の上下別に騒音レベルの基準点位置（道路敷地境界）及び、騒音測定データの選択、基準点高さを設定する。

②騒音レベルの推定

評価区間毎の上下別に基準点騒音レベルを車線数、交通量、大型車混入率、指定最高速度等の情報及び道路横断面情報より、” ASJ RTN-Model 2013” 日本音響学会道路交通騒音予測モデル（以下、「ASJ モデル」という。）にて推計する。

③騒音レベルの確定

評価区間毎の上下別に基準点騒音レベルの確定値を設定する。実測値がある場合、原則、その値を確定値として設定するが、道路敷地境界以外の地点で測定している場合には、道路敷地境界までの距離減衰量を計算して補正するものとする。

実測値がない場合は、原則、他の区間の実測値を適切に選定・補正し、確定値として設定する。

④残留騒音レベルの設定

残留騒音レベルは、沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う区間、他の評価区間における沿道騒音レベルを準用可能な区間および過去の実測値を用いて評価を行う区間の道路について、背後地騒音結果における L_{A95} を残留騒音レベルとする。なお、騒音発生強度の把握の方法で4（自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな区間）と設定した区間については設定しないものとする。

⑤表示用レイヤ作成

評価区間オブジェクト単位毎の表示用レイヤ（道路近傍騒音レベル、残留騒音レベル、騒音観測・非観測区間区分）を作成する。

（2）騒音推計

①データチェック

オブジェクト・関係データ・帳票データの関連付けをチェック処理する。

②沿道情報

入力した沿道情報（評価区間・街区・都市計画用途地域等）を画面上で確認する。

③データ照査・諸元

入力したデータ（密度・発生源騒音強度分布・残留騒音分布）を画面上で確認する。

④推計

ASJ モデルにより背後地建物を騒音推計する。

- ・建物ごとの距離帯別騒音レベル推定

評価区間の道路近傍騒音レベルから、ASJ モデルに基づいた基準点位置からの相対的な距離減衰量及び建物群による減衰量を引き、残留騒音を合成化することにより、建物ごとの対象道路からの距離帯別騒音レベルを推計する。

騒音減衰量の推計を行う基準点からの代表距離は、各距離帯の中に建物がほぼ均一に分布しているものと見なし、建物密度が密の場合には0, 15, 25, 35, 45mとし、疎の場合には5, 15, 25, 35, 45mとする。

なお、独立（戸建て）住宅が複数の距離帯に属する場合は、道路に近い距離帯で代表させるものとし、また、集合住宅が3ヵ所以上の複数の距離帯に属する場合は、各距離帯について騒音レベルの推計を行うものとする。

- ・建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計

評価区間毎に、「建物ごとの距離帯別騒音レベル推定結果」と「建物ごとの距離帯別住居戸数」から、建物ごと及び地域類型別に、近接空間又は非近接空間の各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を面的評価支援システムにより集計し、帳票に整理する。

また、交差点部において、複数の評価区間に属する建物については、評価区間ごとに算出された「建物ごとの距離帯別騒音レベルの推定結果」を合成し、建物のユニーク化を行って、帳票に整理する。

なお、2つの評価区間に属する建物のうち、近接空間と非近接空間の両方に属する場合には、近接空間に属するものとする。さらに、大規模な集合住宅については、建物を距離帯別に区分し、距離帯別に近接空間又は非近接空間を設定して、各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を集計する。

・環境基準超過住居戸数及び割合の算出

「建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計」の結果：「騒音レベル別住居等戸数」を基に、評価区間ごとの環境基準超過住居戸数及び割合を面的評価支援システムにて算出し、帳票に整理する。なお、環境基準超過戸数のうち、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による防音助成対象の建物等は、「屋内に透過する騒音に係る環境基準」をすでに満足しているものと見なし、環境基準超過戸数から除く。

⑤常時監視フォーマット作成

令和3年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）に基づき、報告書を作成する。

⑥一括表示用レイヤ作成

推計結果より、一括表示させるレイヤ（騒音暴露状況・環境基準達成状況・騒音レベル等高線図・騒音レベル減衰横断図等）を作成する。

5 報告書作成

①常時監視報告書

面的評価結果等を取りまとめて常時監視報告書を作成する。

②常時監視フォーマット

令和3年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）に基づき、報告ファイルを作成する。

常時監視フォーマットの報告に当たって、騒音レベル等高線図・騒音レベル減衰横断図等を参考にして、沿道建物の騒音暴露状況が妥当であるか検証後に報告する。

③環境GISフォーマット

令和3年度自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）に基づき、環境GISフォーマットを作成する。

GISデータの報告に当たって、評価区間 Polygon (REGION) の出力形式が”出力コード：なし”のデータについては、「面的評価支援システム操作マニュアル（本編）」を参照し、GISデータの読込・確認による検証後に報告する。

なお、結果報告様式が変更された場合は、最新の様式により報告書等を作成する。

6 面的評価支援システムの環境設定

発注者が所有するパソコンに、本業務にて調査したデータを登録し、環境省が配布する面的評価支援システムが稼働できるように設定する。

なお、面的評価支援システム及びGISエンジンが変更された場合は、最新のバージョンより設定すること。

7 記録写真、その他

記録写真については、沿道条件等の調査、騒音・交通量等の測定等の現場調査における記録として特に重要であり、不足のないよう十分撮影すること。

また、その他、本委託業務に必要な資料を収集し、帳票に整理すること。

8 電子地図について

面的評価支援システムで使用する住宅地図は、Z-map TOWN IIの最新版とするため、購入すること。購入時は、鹿児島市が使用するものとし、成果品と共に鹿児島市へ納入すること。

9 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

名 称	サイズ	部数	備 考	
1. 報告書	A4紙	2部	キングファイルに綴る	
(1) 業務報告書 (システム編・現地調査編)	〃			
(2) 自動車騒音常時監視結果報告	〃			
(3) 詳細図 (騒音測定地点の平面図・横断図)	A4紙 及び DVD-ROM		令和3年度自動車騒音常時監視結果報告要領(環境省水・大気環境局)の様式に準じる	
(4) 環境GISフォーマット	DVD-ROM	1部		
(5) 自動車騒音常時監視結果報告	〃			
2. システム		一式		
(1) オブジェクト・データベース	DVD-ROM			
3. 電子地図		一式		
(1) Z-map TOWN II	DVD-ROM		最新版	

別紙 面的評価支援システムの基本機能

面的評価支援システムの機能一覧を以下に示す。

初期設定	要素設定	騒音推計	結果活用
1. 初期設定 1. 都道府県・市区町村コード 2. GIS 地図 (1) 地図設定 3. 縮尺率 4. 画面表示 5. 基準年度 6. 評価基準 7. 評価対象道路 8. 都市計画用途地域 9. 環境基準類型指定地域 10. 道路に面する地域 11. 距離帯 12. 建物階数高さ 13. 建物用途 14. 環境基準類型毎の残留騒音設定 15. 背後地騒音推計式 16. 騒音レベル等高線図 17. 評価区間状況 18. 街区状況 19. 建物状況 20. 環境 GIS 設定 21. 騒音レベル実測	2. 道路設定 1. 道路平面線形要素 (1) オブジェクト作成 (2) 情報入力 (3) 一覧表示 2. 標準断面 3. 道路交通センサス区間 (1) 区切り作成 (2) オブジェクト作成 (3) 道路交通センサスデータ整理 (4) 情報入力 (5) 一覧表示 4. データチェック (1) オブジェクトデータ (2) 標準断面 (3) 最適化	5. 騒音推計前 1. 騒音基準位置 (1) 騒音基準位置設定 (2) 騒音測定データ選択 2. 騒音レベル (1) 基準点騒音レベルの推計 (2) 基準点騒音レベルの確定 3. 表示用レイヤ作成 (1) 道路近傍騒音レベル (2) 残留騒音レベル (3) 騒音観測・非観測区間区分	7. 分析・活用 1. 騒音暴露状況の住居等別の一括表示 (1) 表示 / 印刷 (2) 集計結果一覧表示 2. 環境基準達成状況の評価区間別の一括評価 (1) 表示 / 印刷 (2) 集計結果一覧表示 3. 評価区間別の個別の住居等の騒音暴露状況統計処理 (1) 集計 (2) 騒音レベル等高線図 (3) コントラ (4) 概算 (5) 騒音レベル減衰横断面 (6) 沿道情報
3. 沿道設定 1. 市区町村エリア (1) オブジェクト作成 (2) 情報入力 (3) データチェック (4) 最適化 2. 都市計画用途地域 (1) 第一種低層住居専用 (2) 第二種低層住居専用 (3) 第一種中高層住居専用 (4) 第二種中高層住居専用 (5) 第一種住居 (6) 第二種住居 (7) 準住居 (8) 近隣商業 (9) 商業 (10) 準工業 (11) 工業 (12) 工業専用 (13) 都市計画区域内用途未指定 (14) 都市計画区域外 (15) 都市計画用途地域の種類変更 3. 環境基準類型指定地域 (1) オブジェクト作成 (自動) (2) オブジェクト作成 (手動) 4. 評価区間 (1) 区切り作成 (2) オブジェクト作成 (3) 情報入力 (4) 標準断面設定 (5) データチェック 5. 道路端 (1) オブジェクト作成 (2) 情報入力 6. 道路に面する地域 (1) オブジェクト作成 (2) 情報入力 (3) 番号オブジェクト移動	(4) データチェック (5) 最適化 7. 距離帯 (1) オブジェクト作成 (2) データチェック (3) 最適化 8. 近接空間 (1) オブジェクト作成 (2) データチェック 9. 街区 (1) 区切り作成 (2) オブジェクト作成 (3) 情報入力 (4) 区間延長取得 (5) 標準断面設定 (6) データチェック (7) 最適化 10. 建物 (1) オブジェクト作成 (2) 情報入力 (3) 番号オブジェクト移動 (4) 建物属性把握 (5) 窓面位置設定 (6) データチェック 11. 立地密度 12. 印刷用メッシュ作成 13. 現地調査用データ作成 (1) 沿道条件の把握チェックシート出力 (2) 評価区間チェック表エクスポート (3) 評価区間チェック表インポート (4) 建物チェック表エクスポート (5) 建物図印刷	6. 騒音推計 1. データチェック (1) オブジェクトデータ (2) データ項目 (3) 最適化 2. 沿道情報 3. データ照査・諸元 4. 推計の実施 5. 常時監視フォーマット作成 (1) 建物ごとの騒音レベル別住居等 (2) 戸数整理表集計 6. 常時監視フォーマット作成 7. 一括表示用レイヤの作成 (1) 騒音暴露状況の住居等別の一括表示 (2) 環境基準達成状況の評価区間別の一括評価 (3) 騒音レベル等高線図 (4) 騒音レベル減衰横断面図	8. 指定出力 1. 常時監視フォーマット (1) 常時監視フォーマット (2) 位置図 (騒音測定地点、評価区間) (3) 詳細図 (騒音測定地点の平面図・横断面図) 2. 環境 GIS フォーマット (1) ファイル出力 (2) GIS データ読み込み (3) GIS データ確認 (4) データチェック
	4. 騒音設定 1. 騒音測定地点 (1) 騒音測定地点 (2) 断面設定 2. 騒音測定データ (1) データ入力 (2) データ一覧表示 3. データチェック (1) オブジェクトデータ (2) 標準断面 (3) 騒音測定データ整理表 (4) 最適化		9. データ管理 1. 入力・出力・印刷の管理 (1) 道路データ整理表 (2) 道路交通センサスデータ整理表 (3) 沿道情報データ整理表 (4) 建物データ整理表 (5) 騒音測定データ整理表 (6) 路線別建物状況整理表 (7) 建物ごとの騒音レベル別住居等 (8) 戸数整理表 (9) 常時監視フォーマット 2. 過年度データの移行 3. データ削除 (1) 過年度データ削除 (2) データ一括削除 (3) リンクコード削除
			10. ヘルプ 1. ヘルプ 2. 操作手順フロー (1) 騒音発生強度の把握の方法「1」 (2) 騒音発生強度の把握の方法「2」 (3) 騒音発生強度の把握の方法「3」 (4) 騒音発生強度の把握の方法「4」 (5) 環境 GIS ファイル作成 3. 面的評価支援システムについて